

横浜市内における指定暑熱避難施設に係る協定書

株式会社中原建設（以下「甲」という。）は、横浜市（以下「乙」という。）と次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。ただし、横浜市においては、指定暑熱避難施設の名称を「クールシェアスポット」とする。以降の条文では、クールシェアスポットという。

（協定の目的となるクールシェアスポット）

第3条 本協定の目的となるクールシェアスポットは、別表1のとおりとする。
2 クールシェアスポットの実施期間は、甲と乙が協議して、別途定めることとする。

（施設の管理）

第4条 甲は、第3条の基準に適合するように、クールシェアスポットの滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）を適切に維持管理するものとする。
2 乙は、供用部分について、クールシェアスポットとして住民その他のもの（以下「利用者」という。）に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、及び利用者から意見等があった場合は、甲に対し、適切な対応をとるよう申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第5条 乙は、神奈川県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。
2 甲は、第1項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第3条に定める開放可能日等において、供用部分を一般に開放するものとする。ただし、対象施設を臨時休業する場合、その他クールシェアスポットとして開放できない事情がある場合は、この限りでない。

3 前項によるクールシェアスポットの開放中における利用者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとする。
なお、甲の業務の妨げになる行為が発生した場合、および、その他のトラブルが発生した場合は、必要に応じ甲乙協議の上対処するものとする。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第6条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、利用者が暑熱を避けるための滞在場所として、第3条に定める開放可能日等において、クールシェアスポット施設のうち第3条に定める供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。
2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

（緊急時の対応）

第7条 クールシェアスポット開放中に事故等が発生した場合、甲は、各施設において整備しているマニュアル等により、適切に対応を行うものとする。特に熱中症が疑われる際は、環境省作成の「熱中症環境保健マニュアル」等により、適切に対応を行うこと。

（情報の公開）

第8条 乙は、第3条に掲げるクールシェアスポットに関する情報について一覧にまとめ、横浜市ウェブサイトにおいて公開するものとする。
2 乙は、国・県または民間企業が運営するウェブサイトにおいて、クールシェアスポットに関する情報の提供を求められた場合は、前項に掲げる事項に限り提供できるものとする。

（費用負担）

第9条 本協定に基づくクールシェアスポットの指定及び運用に要する光熱水費その他の費用は、甲が負担する。

（損害賠償）

第10条 クールシェアスポットの指定及び開放により生じた利用者及び第三者からの損害賠償については、甲と乙が誠意をもって協議し決定する。
2 天変地異や不可抗力の事象等により、やむを得ずクールシェアスポットの開放等の事業を中止した場合は、双方ともその相手方に対し、中止することにより生じた損害は賠償しない。

(変更の協議)

第11条 甲は、第3条に掲げるクールシェアスポットに関する情報等や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合等は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、本協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 甲及び乙は、相手方が本協定に反する行為があった場合又はやむを得ない事情がある場合は、原則として事前の協議を行ったうえで、相手方に対して書面により通知し、本協定を解約することができる。

(協議)

第14条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して、別途定めることとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年6月18日

甲 名称 株式会社中原建設
所在地 横浜市南区中村町3-203-7
代表者職名・代表者名 代表取締役 中原 東植

乙 横浜市
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市長 山中 竹春



【別表1 (第3条関係)】

クールシェアスポットの名称	所在地	受入可能人数	開放可能日時
株式会社中原建設事務所	横浜市南区中村町3-203-7	5人	8時30分から17時まで